

今後の日程

- 4/2 事務局会議
4/6~8 東日本大震災復興支援行動 (岩手県)
4/7 伏原支部定期大会 (伏原文化会館)
4/13 和歌山同和問題企業連絡会総会 (プラザホープ)
4/17 第69回第1回中小企業運動部近畿ブロック会議 (大阪)
4/19 起草委員会 (同和企業センター)
4/23 狹山ビル統一行動
4/28 メーデー和歌山県中央集会 (砂の丸広場)
4/28 全女事前学習会 (同和企業センター)



証拠開示を求め訴える石川一雄さん

拡大狭山活動者会議・狭山住民の会全国交流会が2月25日午後、東京・日本教育会館でひらかれ、同盟員をはじめ各地の住民の会など100人が参加した。現在の狭山再審をとりまく状況とともに、4月におこなわれる予定の第10回三者協議に向け、再審の世論を高めることを確認した。

基調のなかで松岡・中央書記長は、これまで検察側から60点ほどの証拠が開示されたが、肝心な証拠は不見当として開示されていない。闘いを緩めず闘いの強化と継続を求める検査過程の可視化や証拠開示を法制化する100万人署名を達成させようと訴え、これらの方の闘いの方向を示した。

また、中山武敏・主任弁護人は、これまでの三者協議で証拠開示された証拠を精査するなかで、犯人しか知り得ないこと（秘密の暴露）とされる3物証の発見に関して、証拠物が発見された以降に石川さんが図面を書かされた疑いが濃厚だと指摘し、「これからが重要な正念場だ、隠すことなく証拠を開示させる大きな力を」と訴えた。

また、中山武敏・主任弁護人は、これまでの三者協議で証拠開示された証拠を精査するなかで、犯人しか知り得ないこと（秘密の暴露）とされる3物証の発見に関して、証拠物が発見された以降に石川さんが図面を書かされた疑いが濃厚だと指摘し、「これからが重要な正念場だ、隠すことなく証拠を開示させる大きな力を」と訴えた。

また、中山武敏・主任弁護人は、これまでの三者協議で証拠開示された証拠を精査するなかで、犯人しか知り得ないこと（秘密の暴露）とされる3物証の発見に関して、証拠物が発見された以降に石川さんが図面を書かされた疑いが濃厚だと指摘し、「これからが重要な正念場だ、隠すことなく証拠を開示させる大きな力を」と訴えた。

また、中山武敏・主任弁護人は、これまでの三者協議で証拠開示された証拠を精査するなかで、犯人しか知り得ないこと（秘密の暴露）とされる3物証の発見に関して、証拠物が発見された以降に石川さんが図面を書かされた疑いが濃厚だと指摘し、「これからが重要な正念場だ、隠すことなく証拠を開示させる大きな力を」と訴えた。

また、中山武敏・主任弁護人は、これまでの三者協議で証拠開示された証拠を精査するなかで、犯人しか知り得ないこと（秘密の暴露）とされる3物証の発見に関して、証拠物が発見された以降に石川さんが図面を書かされた疑いが濃厚だと指摘し、「これからが重要な正念場だ、隠すことなく証拠を開示させる大きな力を」と訴えた。

拡大狭山活動者会議で 粘り強いとりくみを



半世紀にもおよぶ闘いを語る石川一雄さんと早智子さん

第二回 奨学金制度の改正

これまで、部落の子どもたちの教育保障として「同和対策事業特別措置法」で実施してきた「進学奨励事業」が「法」失効後、一般対策として「和歌山県進学奨励事業」として、高校

3・22 狹山市民集会

3月22日「狹山事件の再審を求める市民の集い」が東京・日本教育会館でひらかれ、全国から支援者約200人が参加した。今回の集会は「狹山事件の再審を求める市民の会」が制作したDVD「石川一雄さんは

来年、事件から半世紀を迎えるので何としても今年中によき日を迎えた」と力強いアピールがあった。

その後、DVDの上映がおこなわれた。事件発生から再審の闘い、石川さんの無実を証明する大きな3点について詳しく語られ、石

★DVD「石川一雄さんは無実だ！」3つの疑問・無実の証明（25分）は県連・狹山闘争本部（電話073-473-2301）までご連絡下さい。

は「単なる融資制度ではなく教育保障」であり「貸与時期」については「実際に必要となる時期に貸与すべき」と訴えてきた。その結果、この4月から「保証人制度の撤廃」と「貸与時期の変更」という形で制度が改正された。

こうしたことでは、第三者保証人を立てられない家庭への進学支援や真に必要な時に貸与されることで、この「和歌山県就学奨励事業」の本来の目的である経済的な理由による進学意欲の低下」を克服する制度に近づいた。

さらなる課題は、大学・



和歌山支局では、各支局でのとりくみを積極的に紹介していくといきたいと思います。

支部活動や子ども会活動など、支局までお知らせいただければ、取材に走ります。もちろん、投稿記事も大歓迎！ 写真を添えて支局までお送り下さい。

◎奨学金・進学助成金をより利用しやすい制度へと見直しました。
(平成24年3月条例改正実施)

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課

○進学助成金の貸与時期の変更

・従来、大学生や短大入学者は、募集を行い、最も早く5月末日に貸与を行ってきました。

平成24年度 大学・短大入学者

①入学予定者として募集を行い、最も早く3月末日に貸与を実施します。
②募集は、4月10日～5月1日にも募集を実施します。

平成25年度 大学・短大入学者(予定)

①予約制度を導入します。
②募集は、平成24年4月に実施します。
③貸与は、貸与決定後、即時に実施します。
④募集の周知は平成24年夏から実施します。

○保証人制度の変更

保証人をたてることができずに、貸付申請をあきらめる子どもが出ていないように、保証人制度を変更(奨学金・進学助成金共通)

保証人(親族等) → 連帯保証人(親族等)

注意(重要) 関係条例の改正日(平成24年3月2日)現在、奨学金又は進学助成金の返還が滞っている方については、その滞納金が返還されるまでの間は、保証人は引き続き必要です。

※平成24年3月2日現在、貸付又は返還が滞っている方については、本人、連帯保証人及び保証人に對して保証人の免責についてお詫びせます。また、滞納状態でなければ、同様にお詫びせする予定です。

奨学金制度改正のしくみ